

## 市民オンブズマン事務局人材育成推進委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 市民オンブズマン事務局人材育成計画（以下「育成計画」という。）に基づき、市民オンブズマン事務局職員の人材育成を推進するため、市民オンブズマン事務局人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会の構成員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民オンブズマン事務局長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、庶務担当の課長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。

6 委員は、庶務担当、調査支援担当、人権オンブズパーソン担当から各1名ずつ充てる。

### (所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 人材育成に係る育成計画等の策定及び実施に伴う進行管理に関すること。

(2) その他人材育成に関すること。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、オンブズマン事務局庶務担当において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。